

東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

附則第四条による改正(地方税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第四号))

改 正 案	現 行
<p>附 則 (市町村たばこ税に関する経過措置) 第十二条 略 2～10 略</p> <p>11 平成二十四年度の市町村たばこ税に係る新法第四百八十五条の第十三項の規定の適用については、同項中「除して得た割合」とあるのは、「除して得た割合に百分の百二十七を乗じて得た割合」とする。</p>	<p>附 則 (市町村たばこ税に関する経過措置) 第十二条 略 2～10 略</p> <p>11 平成二十四年度の市町村たばこ税に係る新法第四百八十五条の第十三項の規定の適用については、同項中「除して得た割合」とあるのは、「除して得た割合に百分の百二十」を乗じて得た割合」とする。</p>

<p>改 正 案</p>	<p>附 則</p> <p>（市町村たばこ税に関する経過措置）</p> <p>第十条 平成二十五年四月一日前に課した、又は課すべきであった市町村たばこ税については、なお従前の例による。</p> <p>2 平成二十五年年度の市町村たばこ税に係る新法第四百八十五条の第十三条一項の規定の適用については、同項中「除して得た割合」とあるのは、「除して得た割合に百分の百二十六を乗じて得た割合」とする。</p> <p>3 平成二十六年年度の市町村たばこ税に係る新法第四百八十五条の第十三条一項の規定の適用については、同項中「除して得た割合」とあるのは、「除して得た割合に百分の百二十を乗じて得た割合」とする。</p> <p>4 平成二十七年年度の市町村たばこ税に係る新法第四百八十五条の第十三条一項の規定の適用については、同項中「除して得た割合」とあるのは、「除して得た割合に百分の百一を乗じて得た割合」とする。</p>
<p>現 行</p>	<p>附 則</p> <p>（市町村たばこ税に関する経過措置）</p> <p>第十条 平成二十五年四月一日前に課した、又は課すべきであった市町村たばこ税については、なお従前の例による。</p> <p>2 平成二十五年年度の市町村たばこ税に係る新法第四百八十五条の第十三条一項の規定の適用については、同項中「除して得た割合」とあるのは、「除して得た割合に百分の百十三を乗じて得た割合」とする。</p> <p>3 平成二十六年年度の市町村たばこ税に係る新法第四百八十五条の第十三条一項の規定の適用については、同項中「除して得た割合」とあるのは、「除して得た割合に百分の百十四を乗じて得た割合」とする。</p> <p>4 平成二十七年年度の市町村たばこ税に係る新法第四百八十五条の第十三条一項の規定の適用については、同項中「除して得た割合」とあるのは、「除して得た割合に百分の百一を乗じて得た割合」とする。</p>